

## 資料編

## I 住民意識調査及び関係機関ヒアリング調査結果

### 1. 外国人住民意識調査

島根県が県内在住の外国人住民を対象にアンケートを実施し、その結果から松江市分を抽出したものであり、調査の概要は以下のとおりです。

#### (1) 島根県外国人実態調査の概要

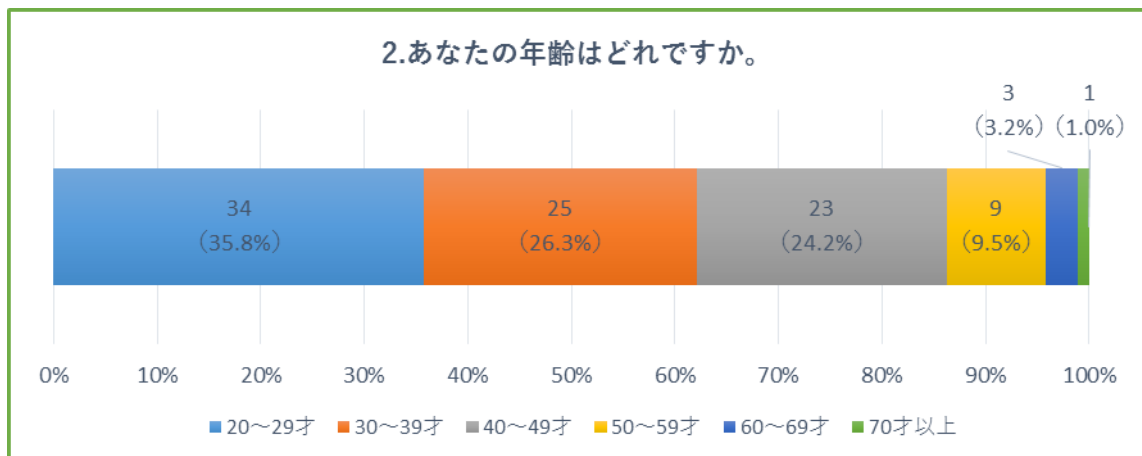
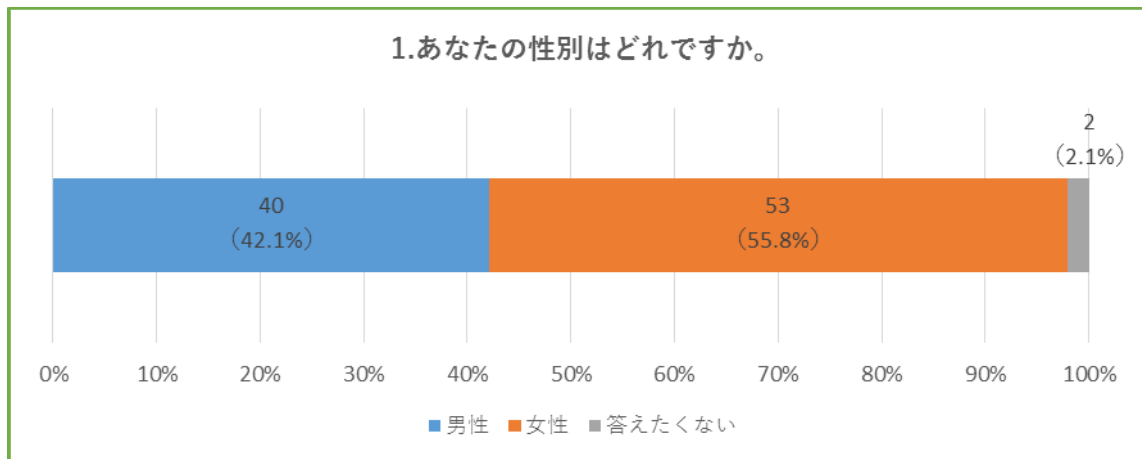
- ① 調査対象：県内在住の20歳以上の外国人住民
- ② 調査時期：2019年5月
- ③ 標本数：2,000人（松江市330人）
- ④ 抽出方法：2018年末の市町村毎の外国人住民数により按分し無作為抽出
- ⑤ 調査票：6カ国語（ポルトガル語・中国語・タガログ語・ベトナム語・韓国語・英語）の翻訳版と、やさしい日本語版をセットで送付
- ⑥ 調査方法：郵送法
- ⑦ 回収数（率）：566（28.3%）〔松江市 95（28.8%）〕

#### (2) 島根県外国人実態調査の結果

##### ① 基本属性

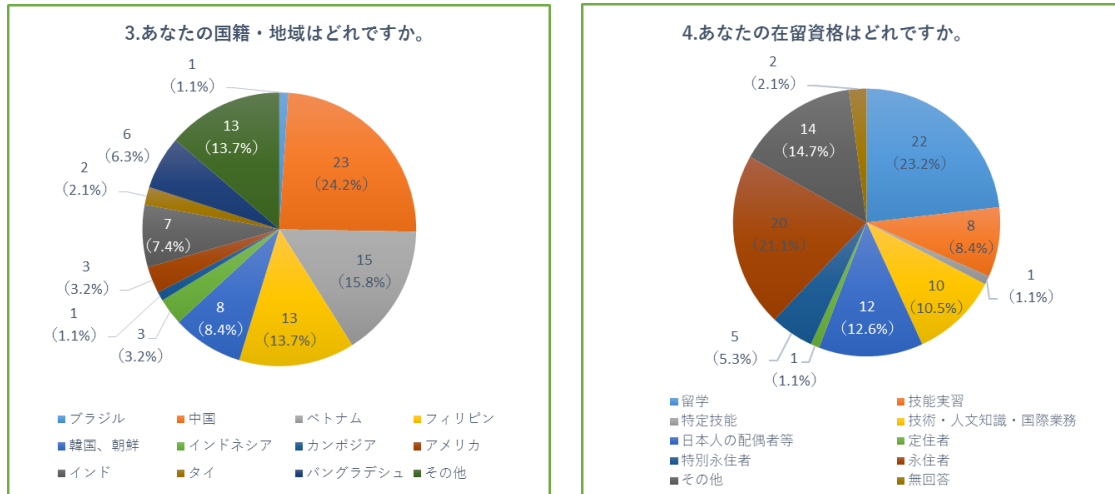
回答者の性別構成をみると、「男性」が42.1%、「女性」が55.8%で女性が13.7ポイント上回っています。

年齢別構成をみると「20～29才」が35.8%と最も多く、次いで「30才～39才」が26.3%で、回答者数の半数以上（62.1%）を占めています。

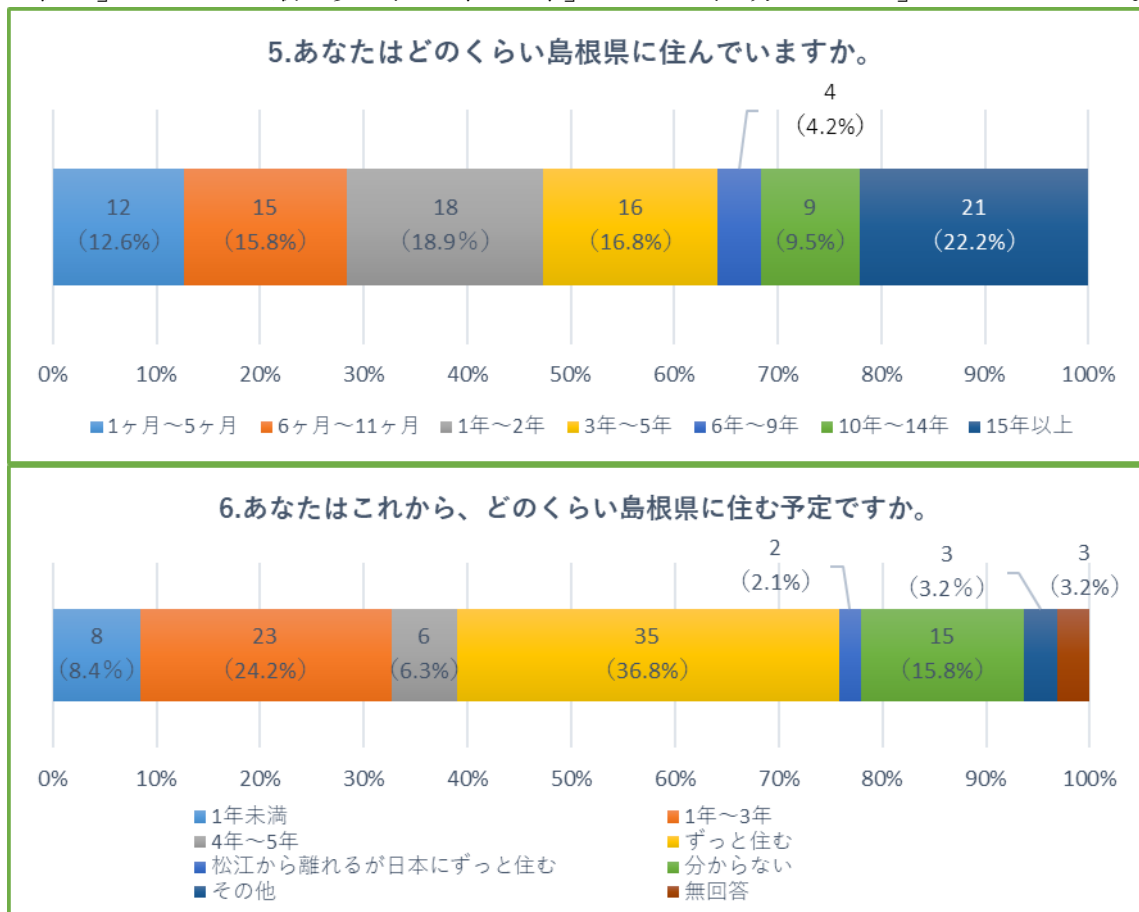


国籍・地域別割合をみると、「中国」が24.2%と最も多く、次いで、「ベトナム」15.8%、「フィリピン」13.7%となりました。

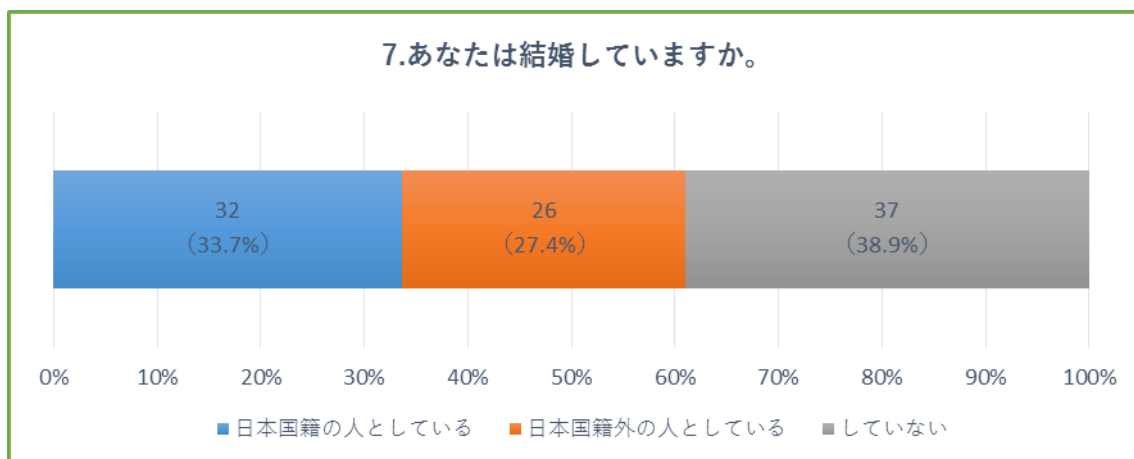
在留資格別の割合をみると、「留学」が23.2%、「永住者」が21.1%、「日本人の配偶者等」が12.6%、「技術・人文知識・国際業務」が10.5%となっており、これら4区分の在留資格で回答者の67.4%を占めています。



島根県（松江市）での居住期間をみると、「15年以上」が22.2%と最も多く、「3年～5年」が16.8%であり、3年以上松江市に居住している外国人住民は、回答者総数の52.7%となりました。一方で、「1ヶ月～2年」と比較的短期居住期間の割合も47.3%でした。また、これからどのくらい島根県（松江市）に住む予定かをみると、「ずっと住む」が36.8%で最も多く、「1年～3年」が24.2%、「分からない」が15.8%でした。



婚姻の有無に関する質問では、「結婚している」との回答は約6割を占め、「日本国籍の人としている」が33.7%、「日本国籍外の人としている」が27.4%でした。

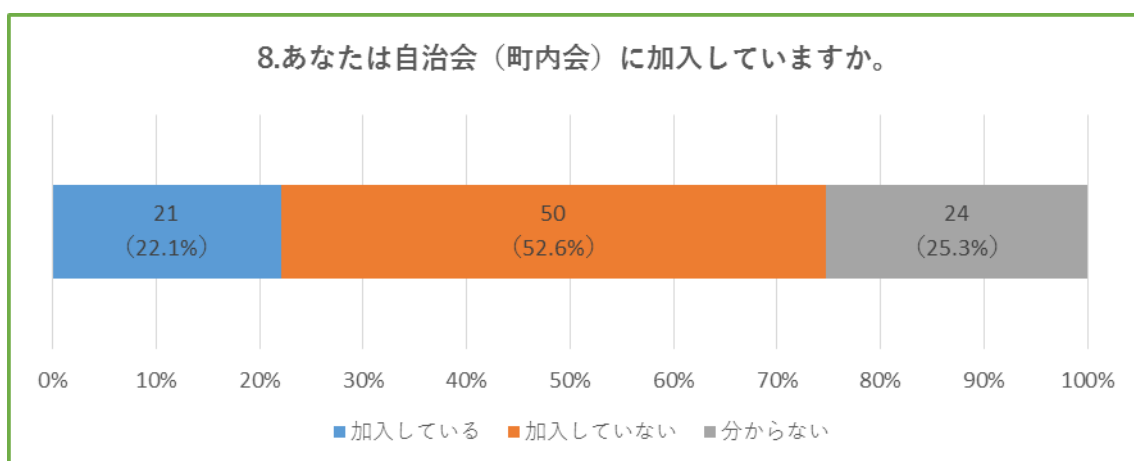


## ② 地域での日本人との付き合い

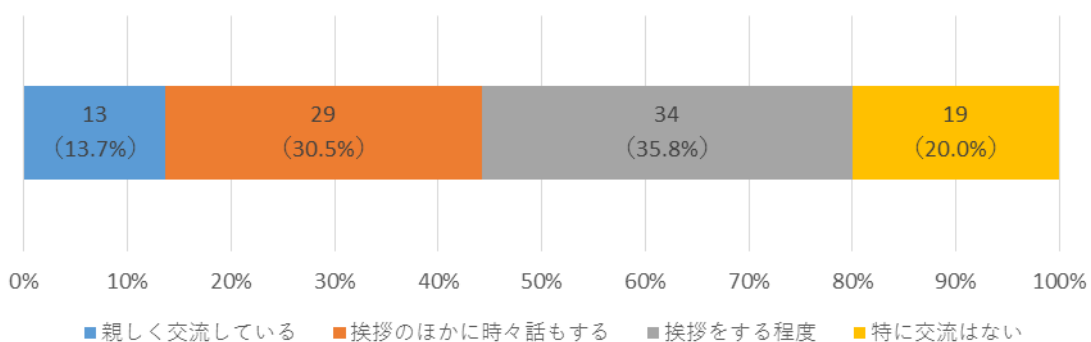
自治会には「加入している」と回答した人が22.1%、「加入していない」と回答した人52.6%、「分からない」と答えている人が25.3%でした。地域社会の制度や仕組みの周知が十分でないと考えられます。

近隣の日本人との付き合いについて、「挨拶をする程度」が35.8%、「挨拶のほかに時々話もする」が30.5%、「親しく交流している」が13.7%で、8割が近隣の日本人と何らかのかかわりを持っていることがうかがえます。

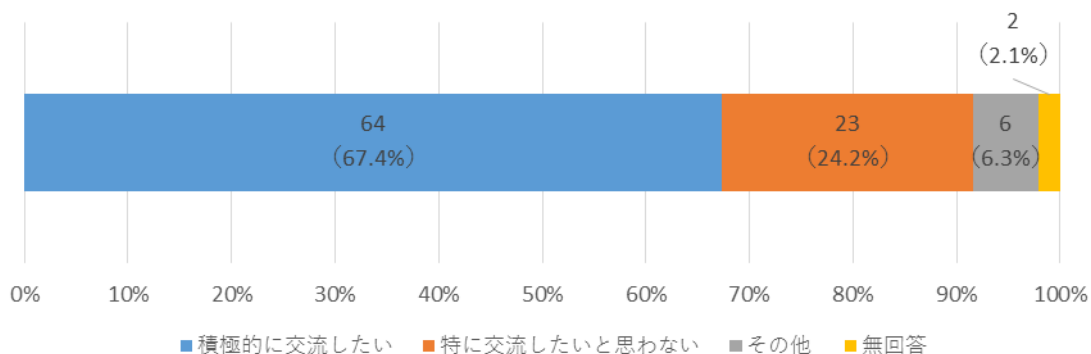
近隣の日本人とどのような交流がしたいかを見ると、「積極的に交流したい」と回答した人が67.4%、「特に交流したいと思わない」と回答した人24.2%を大きく上回っており、日本人と積極的にかかわりを持ちたい人が多いことがうかがえます。



### 9.あなたの家の近くに住んでいる日本人との交流はありますか。



### 10.あなたの家の近くに住んでいる日本人とどのような交流がしたいですか。

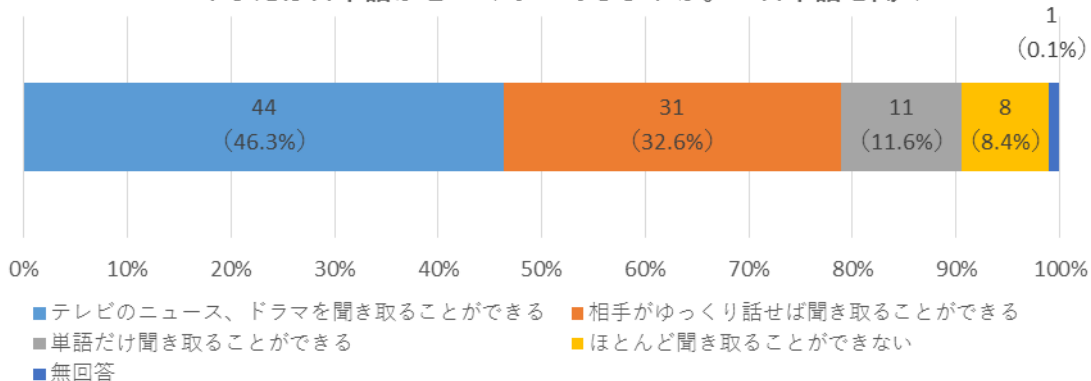


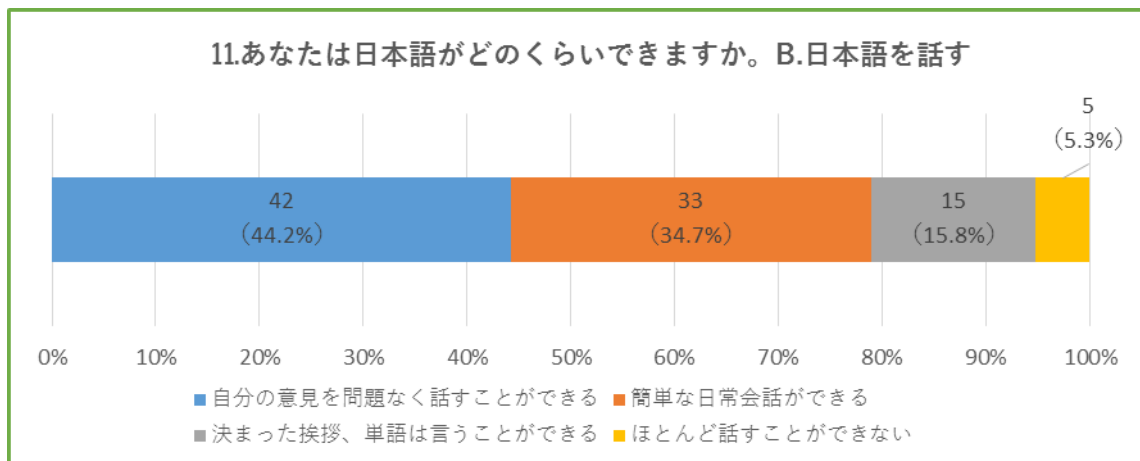
## ③ 日本語について

日本語を聞く能力については、「テレビのニュース、ドラマを聞き取ることができる」と回答した人は46.3%で、「相手がゆっくり話せば聞き取ることができる」は32.6%、「単語だけ聞き取ることができる」が11.6%、「ほとんど聞き取ることができない」が8.4%でした。

日本語を話す能力については、「自分の意見を問題なく話すことができる」が44.2%、「簡単な日常会話ができる」が34.7%で、「決まった挨拶、単語は言うことができる」が15.8%、「ほとんど話すことができない」は5.3%でした。

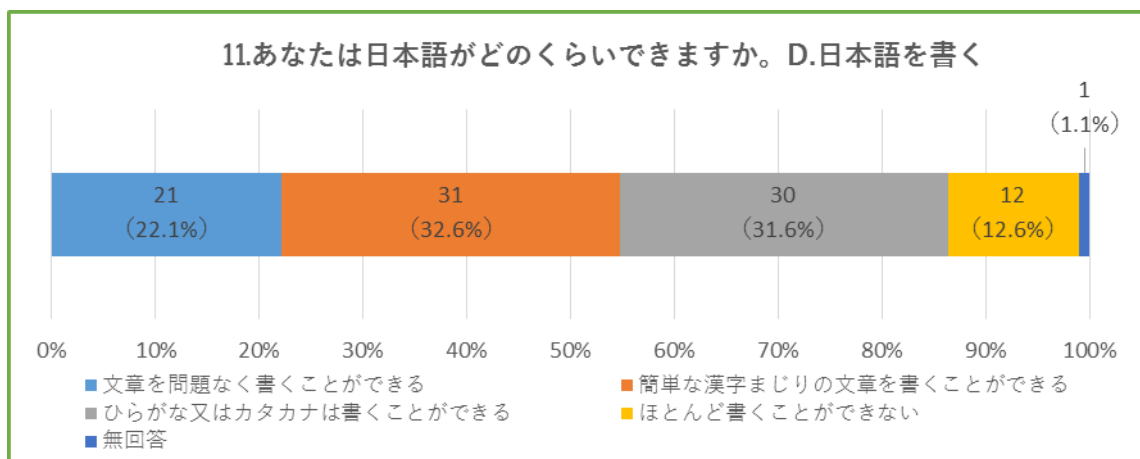
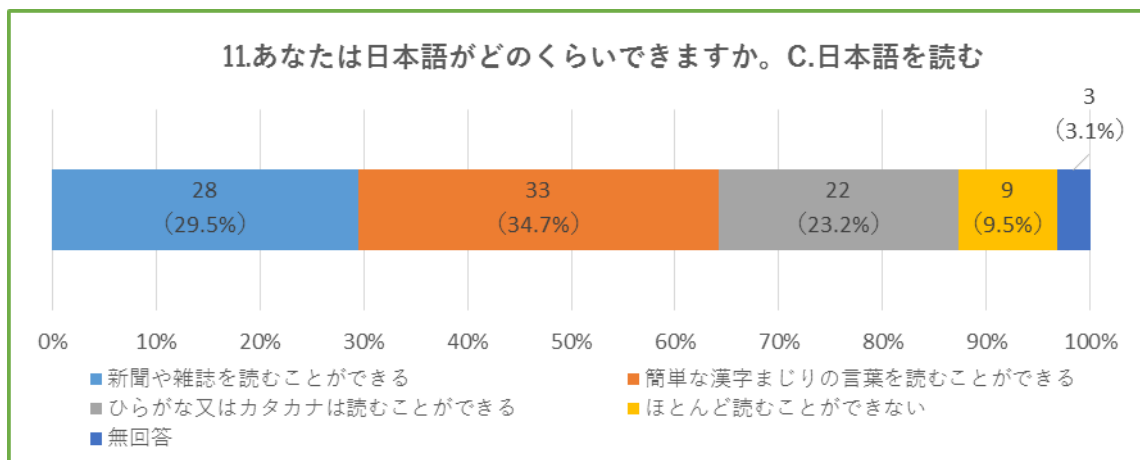
### 11.あなたは日本語がどのくらいできますか。A.日本語を聞く





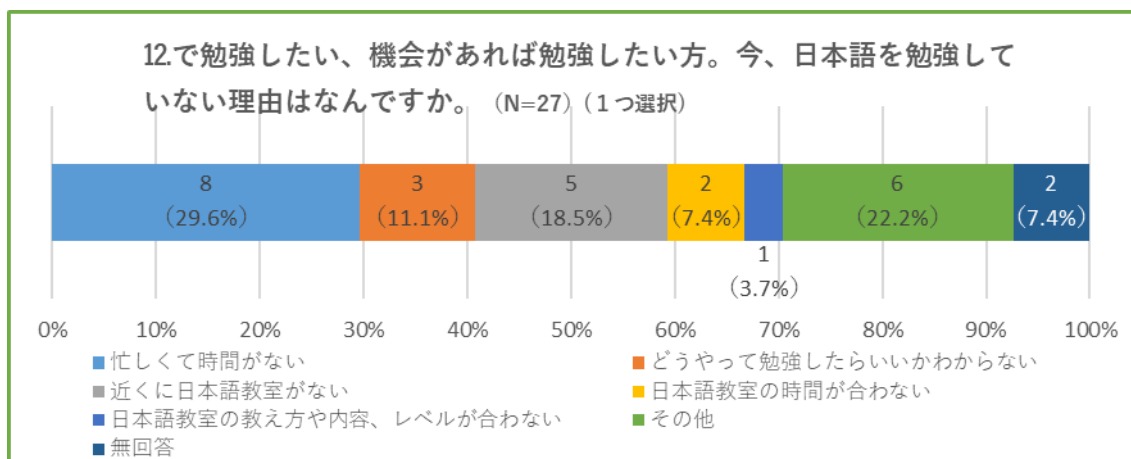
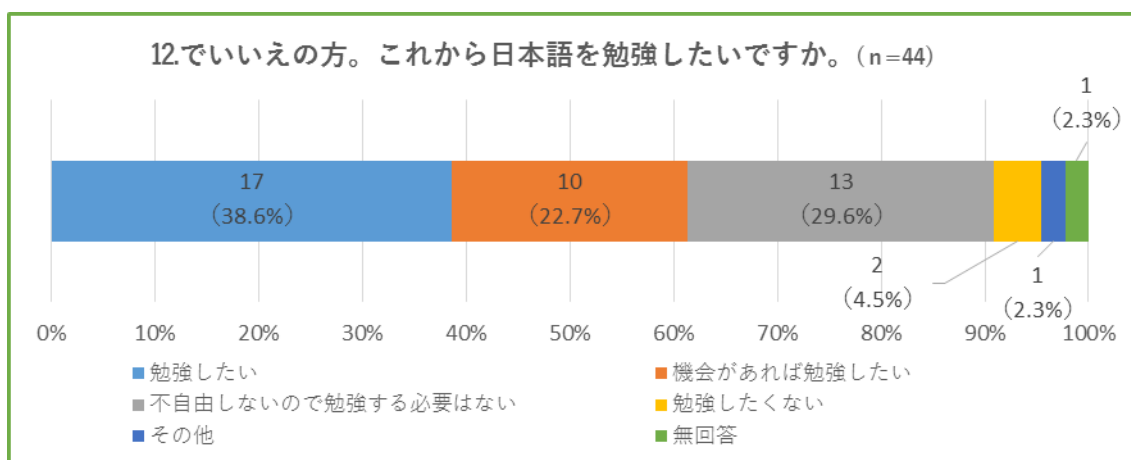
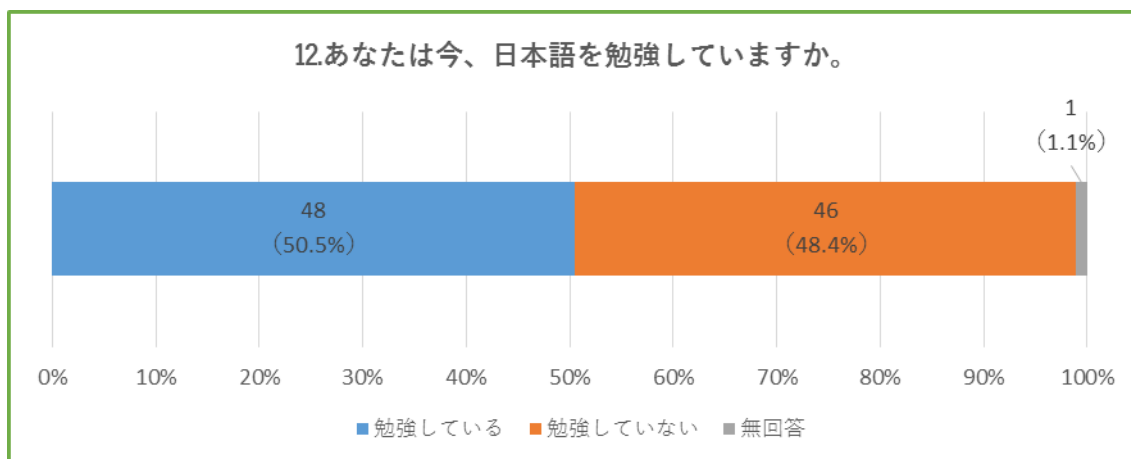
日本語を読む能力については、「簡単な漢字まじりの言葉を読むことができる」が34.7%で、「新聞や雑誌を読むことができる」が29.5%、「ひらがな又はカタカナは読むことができる」が23.2%でした。

日本語を書く能力については、「簡単な漢字まじりの文章を書くことができる」が32.6%、「ひらがな又はカタカナは書くことができる」が31.6%、「文章を問題なく書くことができる」が22.1%となっています。「ほとんど書くことができない」との回答が12.6%であり、「聞く」、「話す」、「読む」と比べて「ほとんどできない」との回答の割合が多いことがうかがえます。



現在の日本語の勉強については、「勉強している」が 50.5%、「勉強していない」が 48.4%でした。「勉強をしていない」と回答した人のうち、「勉強したい」が 38.6%、「機会があれば勉強したい」が 22.7%と、約 6 割の人が勉強したいと考えていることがわかりました。

また、「勉強したい」「機会があれば勉強したい」と回答した人のうち、「勉強していない」理由をたずねたところ、「忙しくて時間がない」が 29.6%と最も多く、次いで「近くに日本語教室がない」18.5%、「どうやって勉強したらいいかわからない」11.1%、「日本語教室の時間が合わない」7.4%となっており、日本語学習環境が十分でないことがうかがえます。

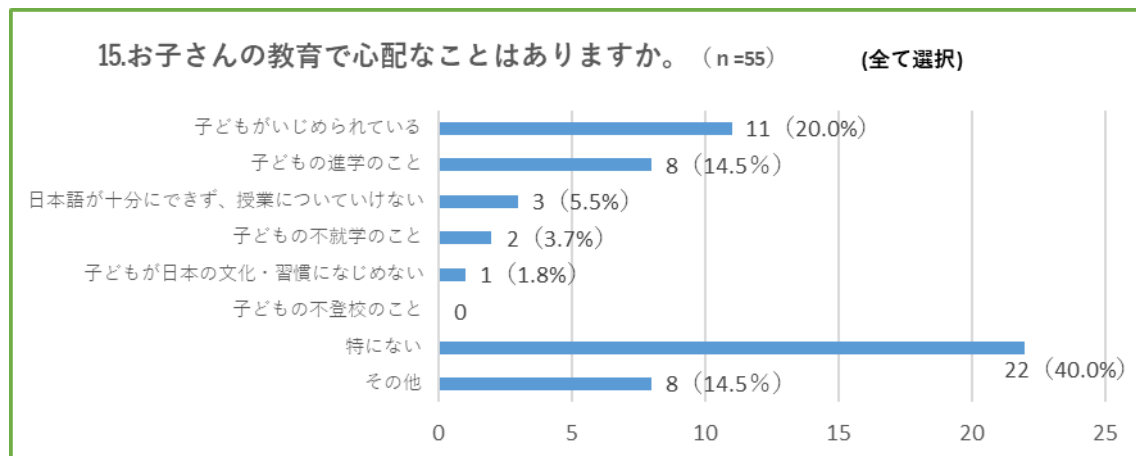
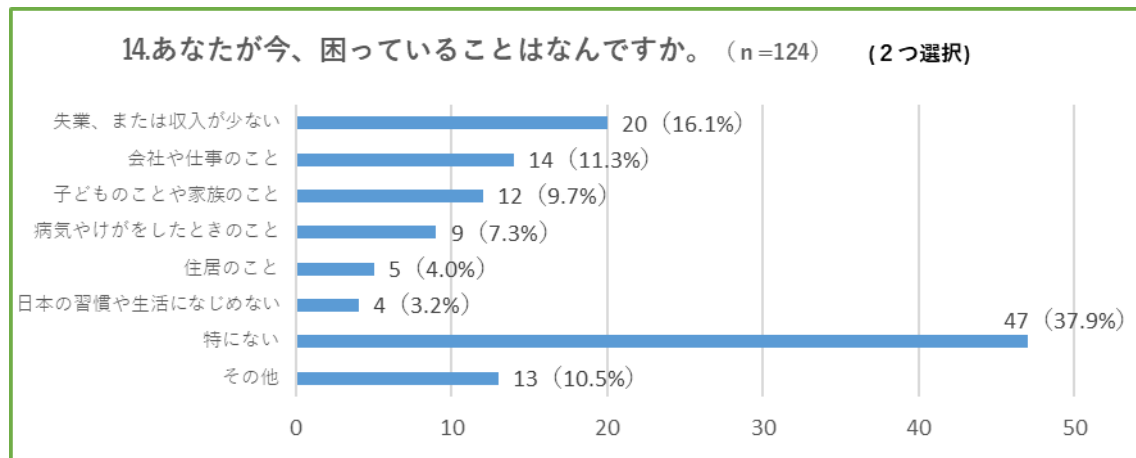
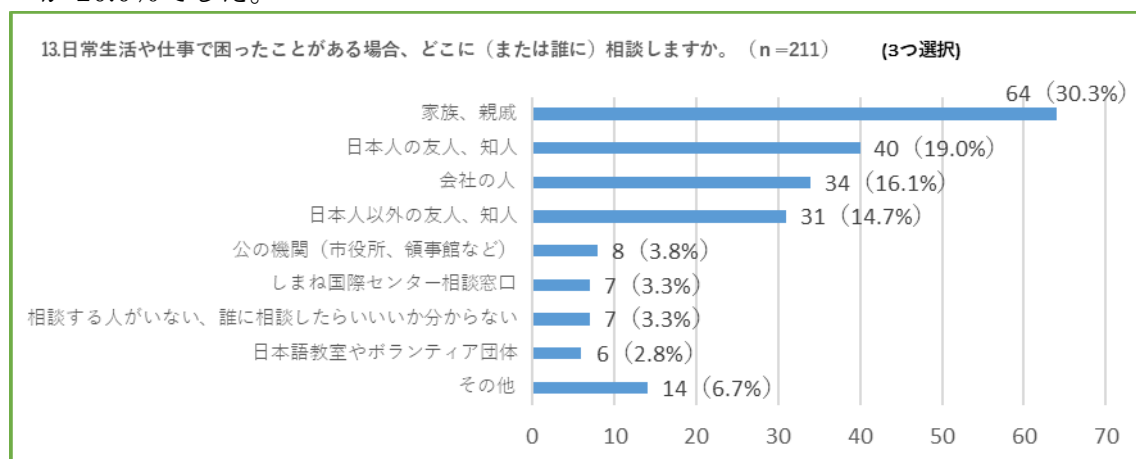


#### ④ 困りごとについて

日常生活や仕事で困った時の相談相手について、特にあてはまるもの3つを聞いたところ、「家族、親戚」を挙げた人が30.3%と最も多くなりました。次いで、「日本人の友人、知人」19.0%、「会社の人」16.1%、「日本人以外の友人、知人」が14.7%でした。

次に、今、困っていることについて、特にあてはまるもの2つを聞いたところ、「特にない」と回答した人が最も多く37.9%でした。次いで「失業、または収入が少ない」が16.1%、「会社や仕事のこと」が11.3%、「子どものことや家族のこと」が9.7%という結果でした。

子どもの教育で心配なことでは、「特にない」が40%、「子どもがいじめられている」が20.0%でした。

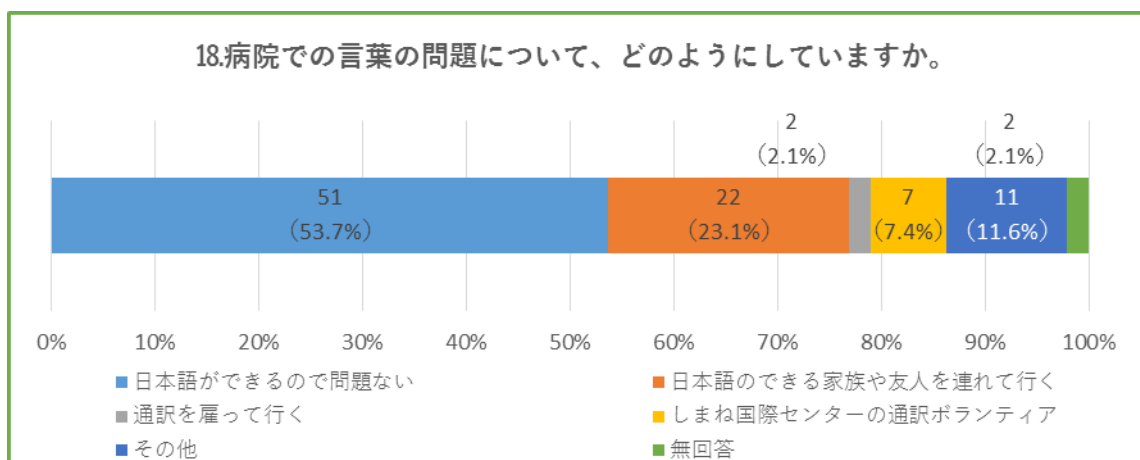
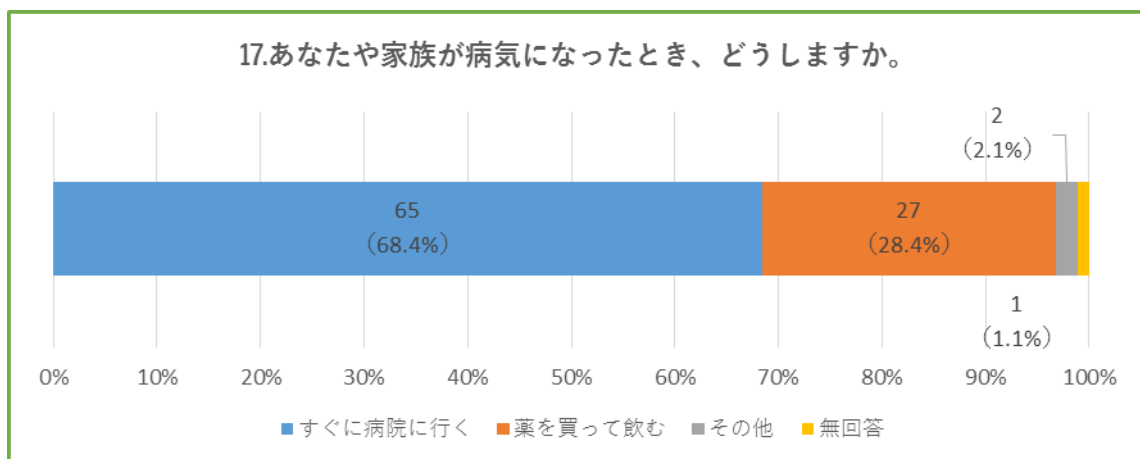
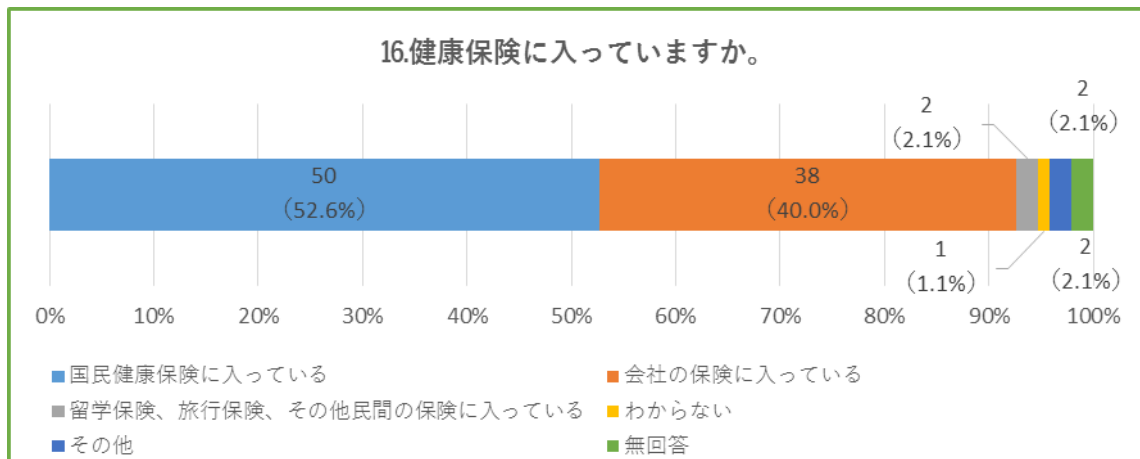




次に、健康保険の加入の有無について聞いたところ、「国民健康保険」の加入者が52.6%を占め、「会社の保険」の加入者が40.0%で9割以上の方が加入しています。

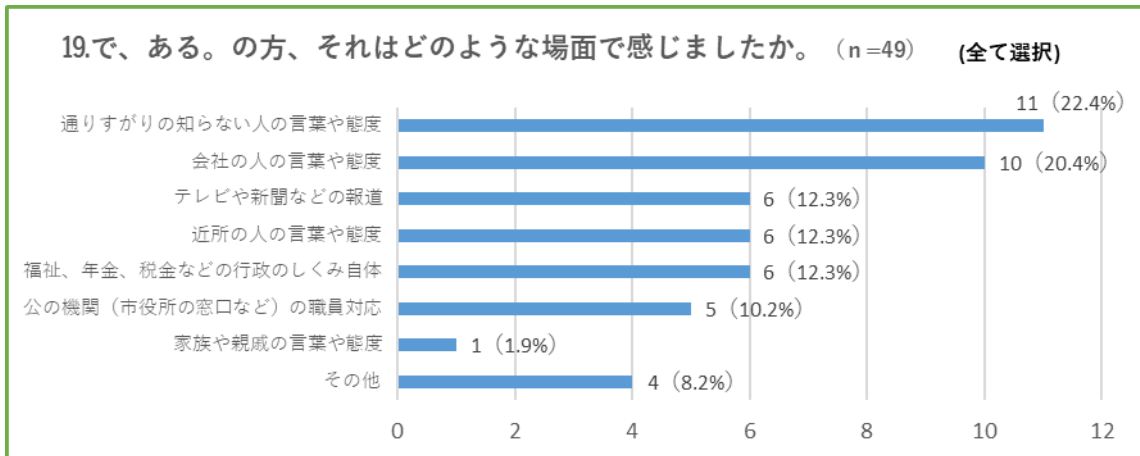
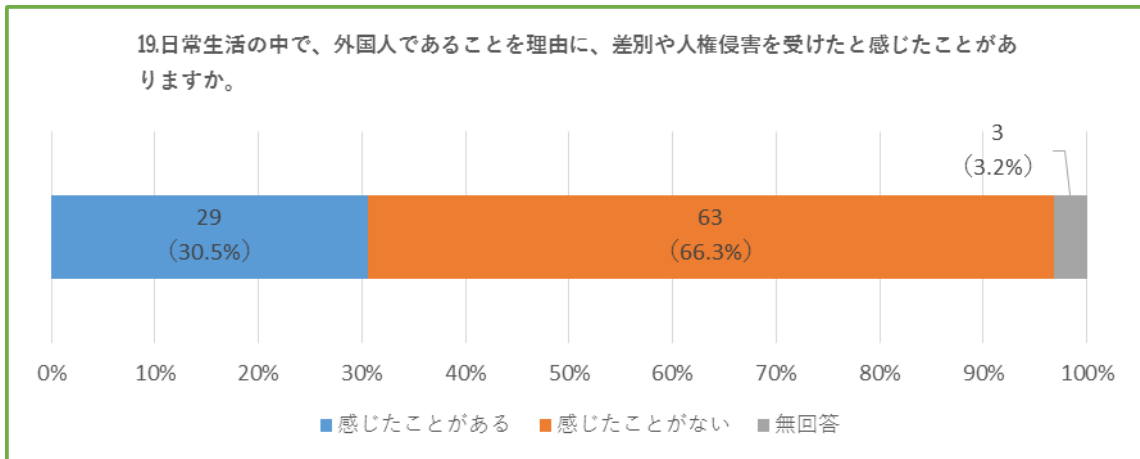
病気になったときの対応については、「すぐに病院に行く」が68.4%、「薬を買って飲む」が28.4%となっています。

病院での言葉の問題については、「日本語ができるので問題ない」と答えた人が53.7%で最も多く、「日本語のできる家族や友人を連れて行く」が23.1%、「しまね国際センターの通訳ボランティアを頼む」が7.4%「通訳を雇って行く」が2.1%と、病院受診に通訳が必要とする人が3割以上（32.6%）いました。



また、日常生活の中で、外国人であることを理由に、外国人差別や人権侵害を受けたと感じたことがあるか聞いたところ、「感じたことがある」人は 30.5%で、「感じたことがない」人は、66.3%でした。

差別を受けたと感じた場面は、「通りすがりの知らない人の言葉や態度」が 22.4%、「会社の人の言葉や態度」が 20.4%、「テレビや新聞などの報道」、「近所の人の言葉や態度」、「福祉、年金、税金などの行政のしくみ自体」がそれぞれ 12.3%、「公の機関（市役所の窓口など）の職員対応」が 10.2%となっており、職場や日常生活、制度面などあらゆる場面で差別や人権侵害を受けたと感じている人がいることが分かります。



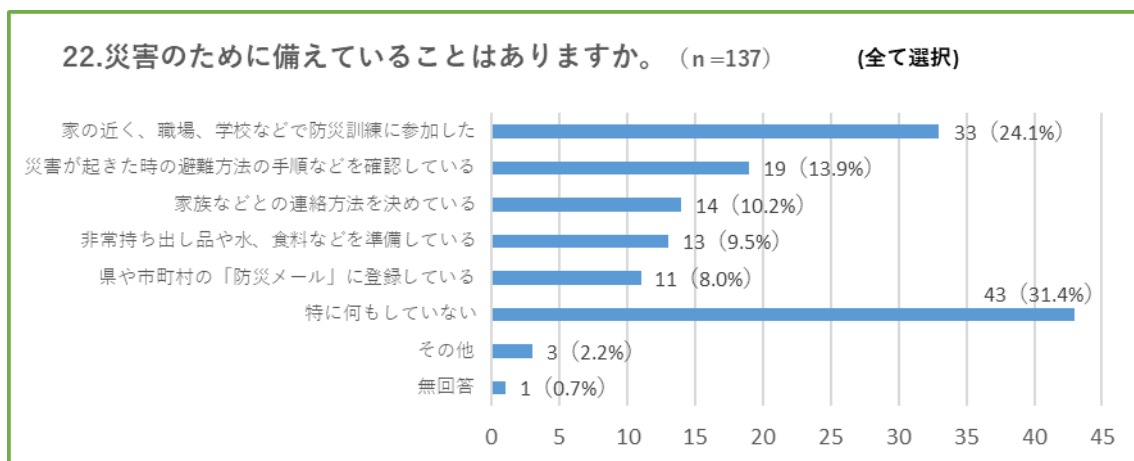
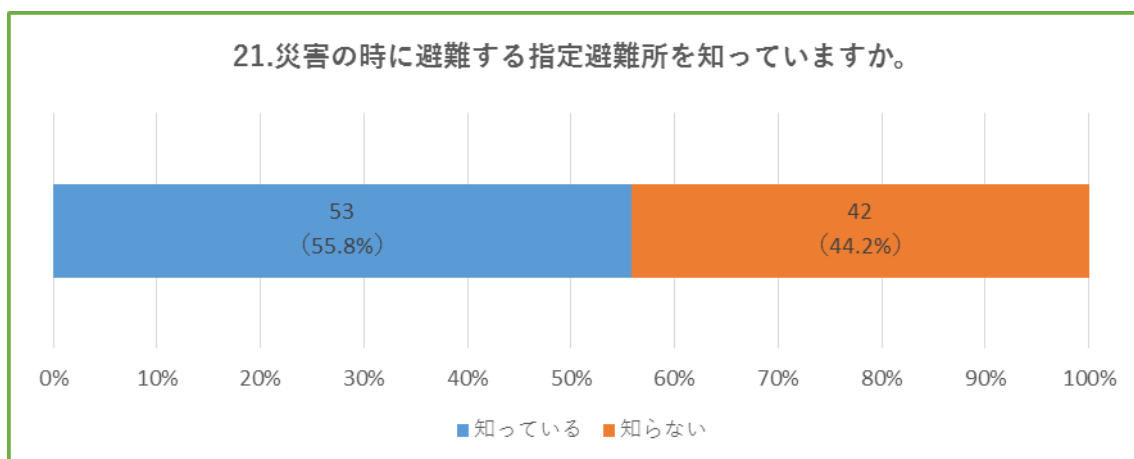
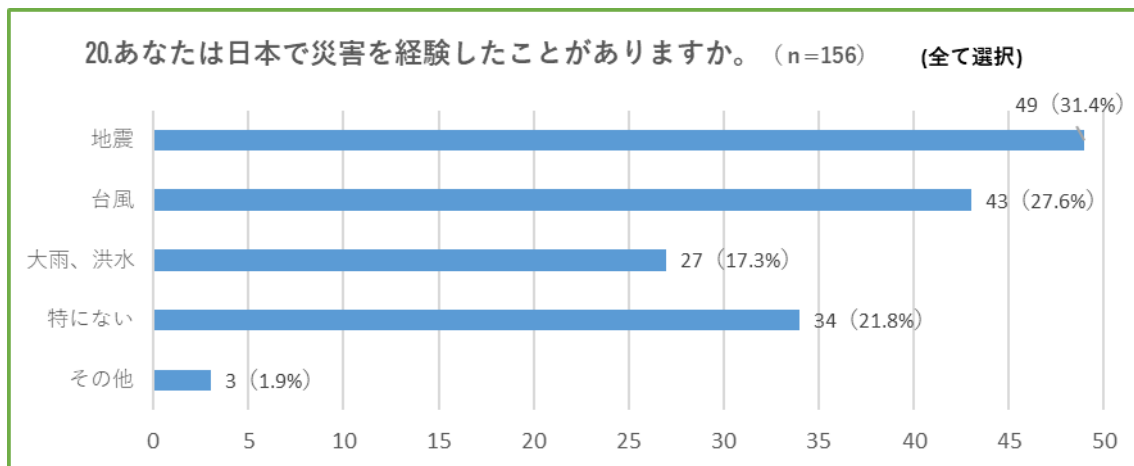
## ⑤ 自然災害

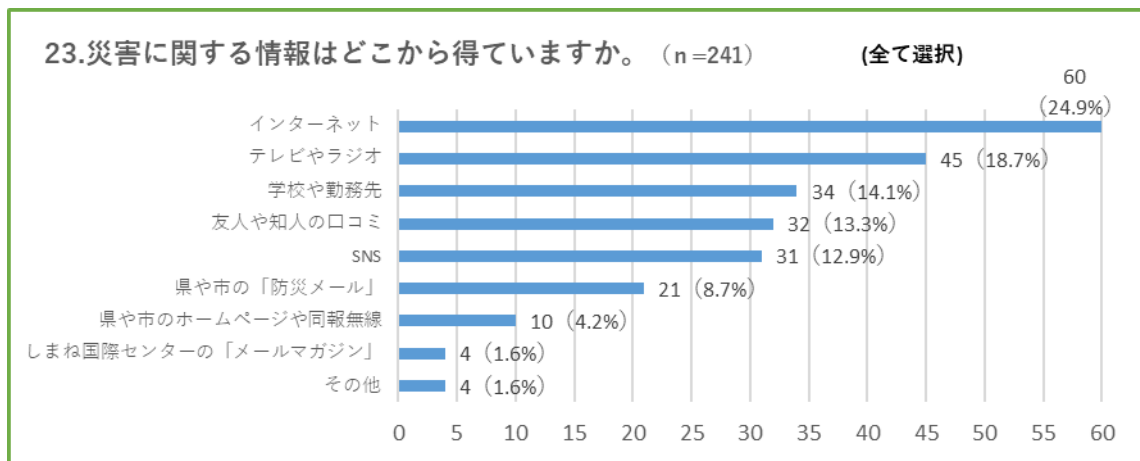
日本での被災経験の有無について、「地震」が 31.4%と最も多く、続いて「台風」が 27.6%、「大雨、洪水」が 17.3%の順となりました。「特にない」は 21.8%でした。

災害時の指定避難所を知っているかという設問では、避難場所を「知っている」が 55.8%で、「知らない」が 44.2%でした。

災害の備えについての質問については、「家の近く、職場、学校などで防災訓練に参加した」が 24.1%と最も多く、「災害が起きた時の避難方法の手順などを確認している」が 13.9%、「家族などとの連絡方法を決めている」が 10.2%、「非常持ち出し品や水、食料などを準備している」が 9.5%、県や市町村の「防災メール」に登録している」が 8.0%となっています。一方、「特に何もしていない」との回答も 31.4%となっています。

災害時の情報源では、「インターネット」が24.9%と最も多く、次いで「テレビやラジオ」が18.7%、「学校や勤務先」が14.1%、「友人や知人の口コミ」が13.3%、「SNS」が12.9%となりました。一方、「県や市の防災メール」は8.7%、「県や市のホームページや防災無線」が4.2%となっています。





### ⑥ 行政からの情報のサービスについて

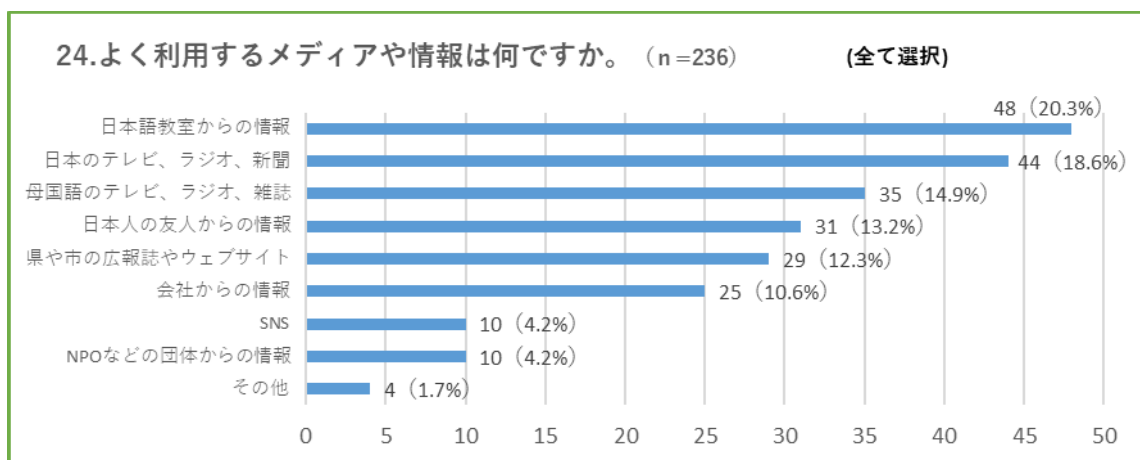
行政サービスを利用するための情報源は、「日本語教室からの情報」が20.3%と最も多く、「日本のテレビ、ラジオ、新聞」が18.6%、「母国語のテレビ、ラジオ、雑誌」が14.9%、「日本人の友人からの情報」が13.2%、「県や市の広報誌やウェブサイト」が12.3%と続いています。

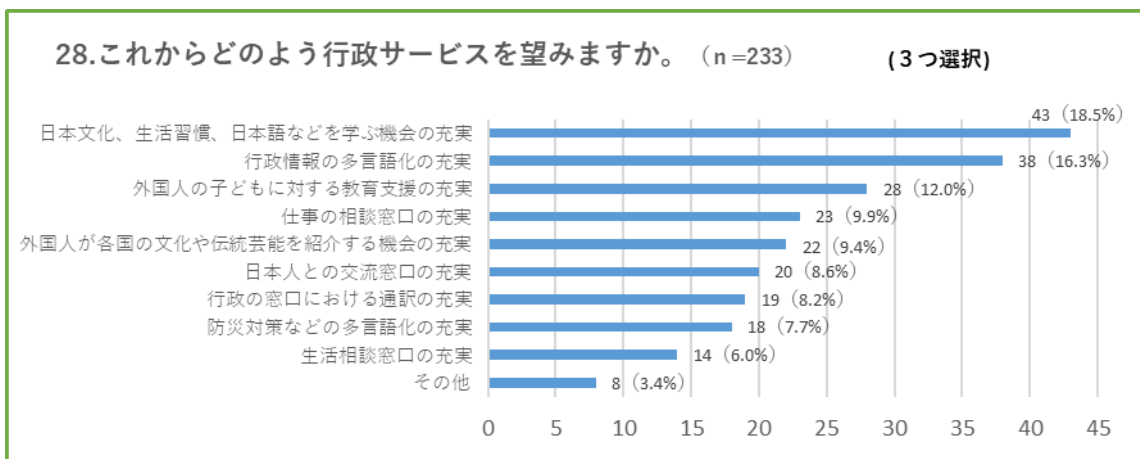
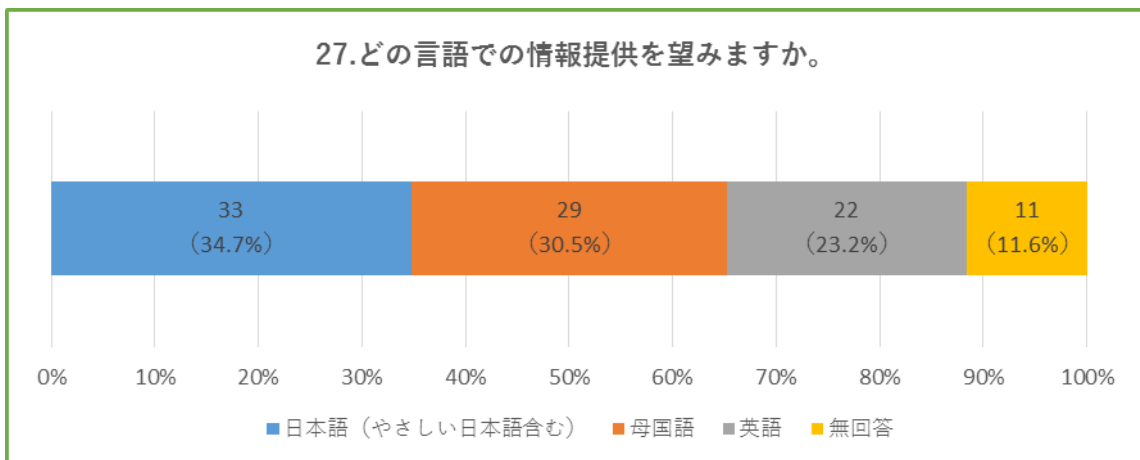
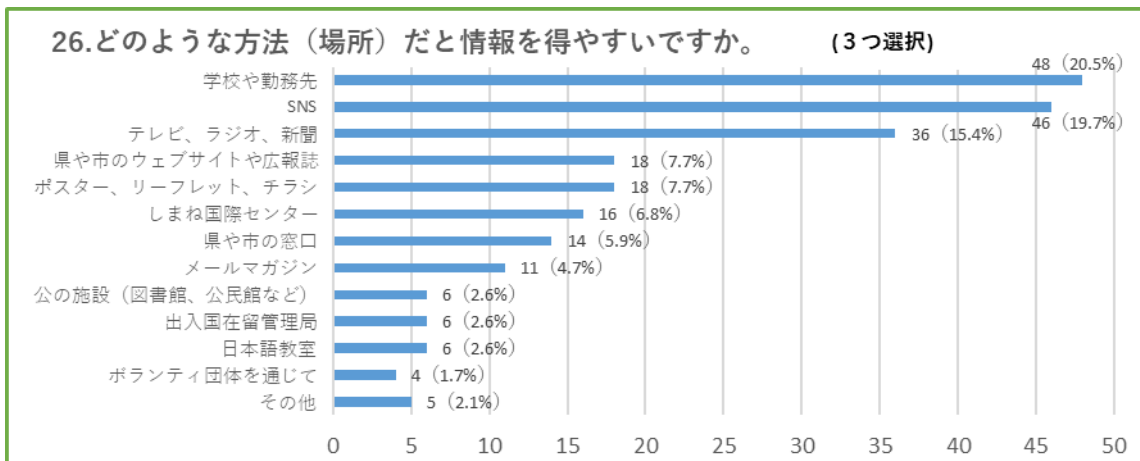
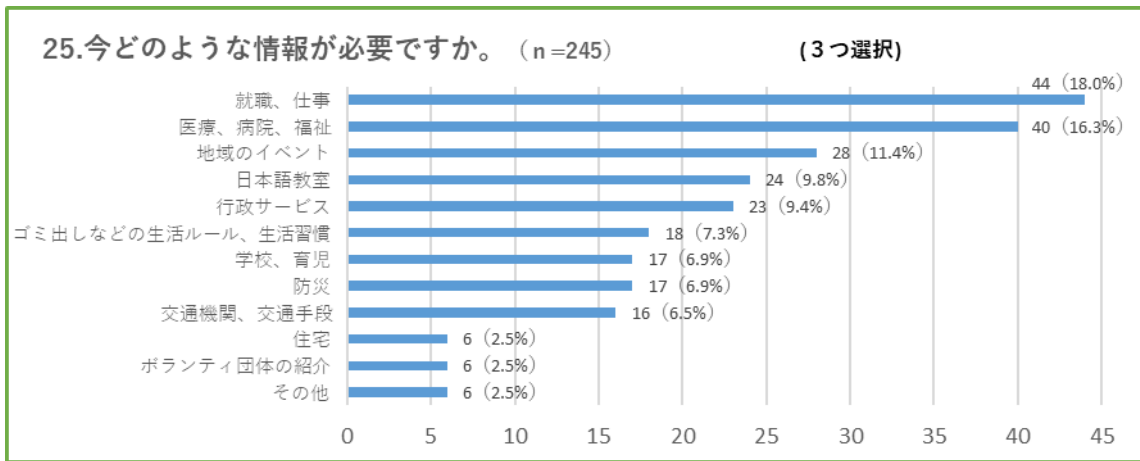
必要とする情報としては、「就職、仕事」が最も多く18.0%で、続いて「医療、病院、福祉」が16.3%と多くなっています。その他、必要とする情報は、「地域のイベント」が11.4%、「日本語教室」が9.8%、「行政サービス」が9.4%などでした。

情報を得やすい方法や場所は、「学校や勤務先」が20.5%と最も多く、続いて「SNS」が19.7%、「テレビ、ラジオ、新聞」が15.4%となっています。外国人が情報を得やすい場所や方法は、身近な場所や、SNS（交流サイト）であることが分かります。

情報提供を望む言語については、「(やさしい)日本語」が34.7%、「母国語」が30.5%、英語が23.2%でした。

外国人の行政サービスの希望としては、「日本文化、生活習慣、日本語などを学ぶ機会の充実」が18.5%と最も多く、続いて「行政情報の多言語化の充実」が16.3%、「外国人の子どもに対する教育支援の充実」が12.0%となっています。





## 2. 日本人住民意識調査

島根県がしまね web モニター登録者を対象に、「多文化共生について」をテーマに意識調査を実施し、その結果から松江市分を抽出したものであり、調査の概要は以下のとおりです。

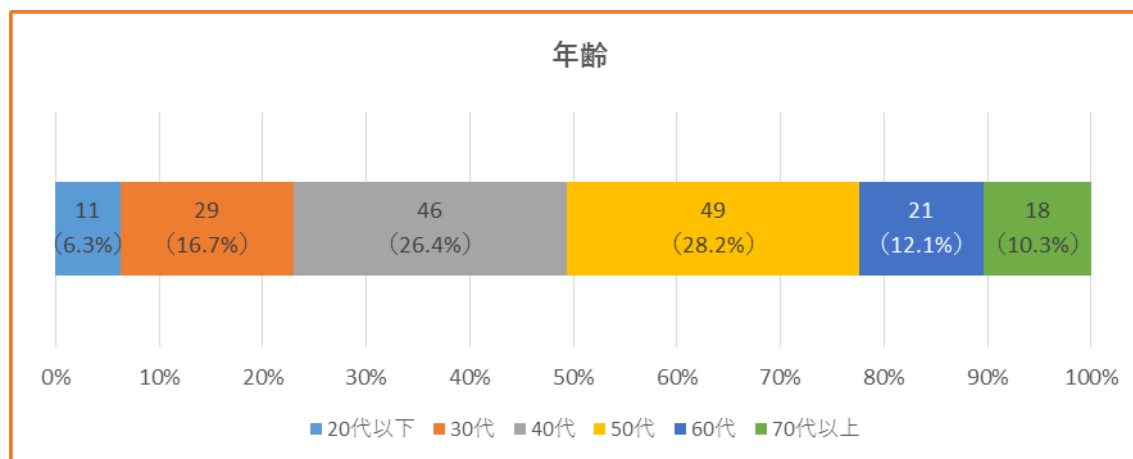
### (1) 第5回しまね web モニター調査の概要

- ① 調査対象：しまね web モニター登録者（690名（2019年7月2日現在））  
（県内在住、登録年度の4月1日現在で満15歳以上）
- ② 調査時期：2019年7月3日（水）～7月12日（金）
- ③ 調査方法：県ホームページの「しまね web モニターアンケート画面」から回答
- ④ 回収数（率）：390（56.5%）〔松江市 174（44.6%）〕

### (2) しまね web モニター調査の結果

#### ① 回答者の属性

年齢別構成をみると「50代」が28.2%と最も多く、次いで「40代」が26.4%で、「30代」が16.7%でした。

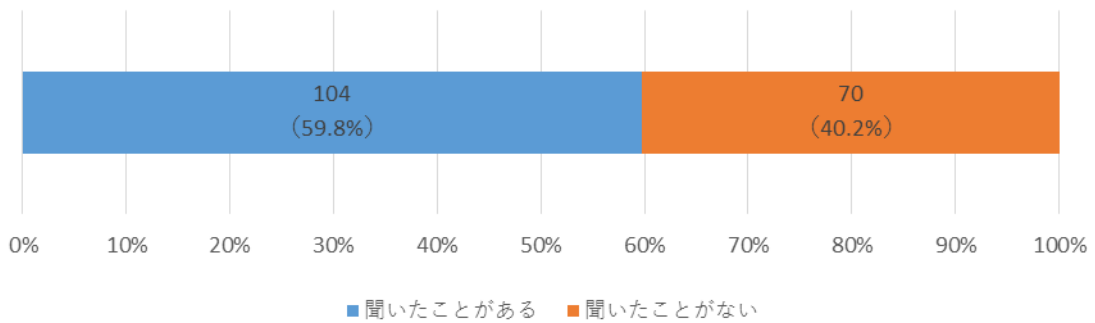


#### ① 多文化共生について

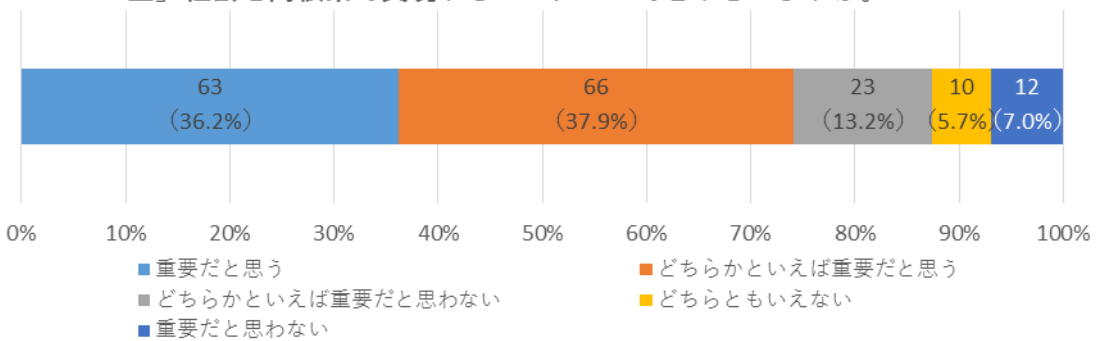
「多文化共生」という言葉については、約6割（59.8%）が「聞いたことがある」と回答しました。

また、「多文化共生」社会の実現については、「どちらかといえば重要だと思う」が37.9%と最も多く、「重要だと思う」が36.2%と合わせると、7割以上の人が重要であると感じていることが分かります。

1.あなたは「多文化共生」という言葉を聞いたことがありますか。



2.あなたは、外国人住民と互いに認め合い、共に暮らす「多文化共生」社会を島根県で実現することについてどう思いますか。

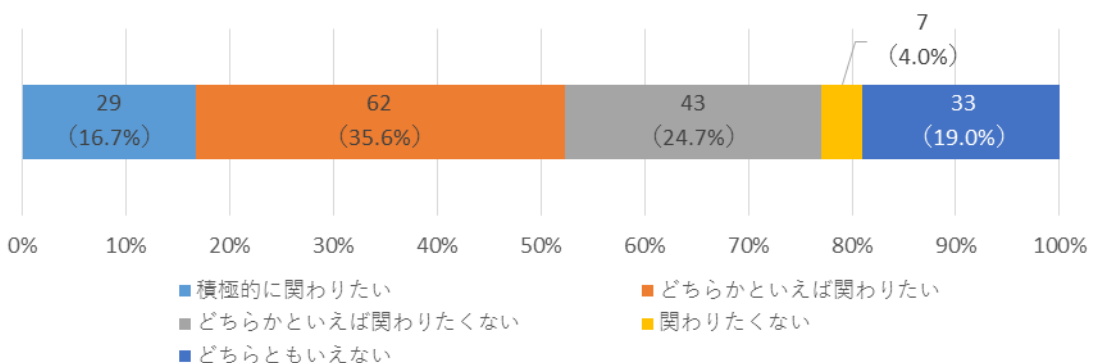


③ 外国人住民との関わりについて

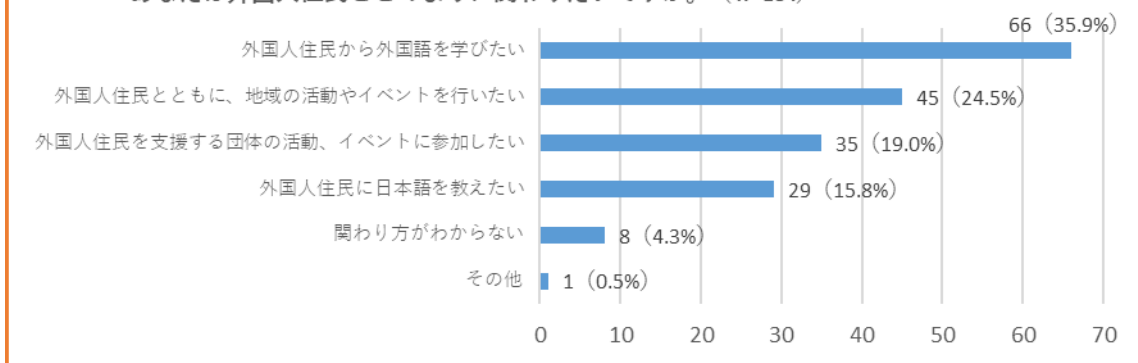
外国人住民との関わりについては、「どちらかといえば関わりたい」と回答した人が35.6%と最も多かった一方、「どちらかといえば関わりたくない」も24.7%を占めました。「積極的に関わりたい」は16.7%、「関わりたくない」は4.0%でした。

また、外国人と関わりたいと回答した方のうちどのように関わりたいかについて聞いたところ、「外国人住民から外国語を学びたい」と回答した人が35.9%と最も多くなりました。次いで、「外国人住民とともに、地域の活動やイベントを行いたい」が24.5%、「外国人住民を支援する団体の活動、イベントに参加したい」が19.0%、「外国人住民に日本語を教えたい」が15.8%となっています。

3.あなたは外国人住民とどの程度関わりたいですか。



4.3で「積極的に関わりたい」、「どちらかといえば関わりたい」と答えた方で、あなたは外国人住民とどのように関わりたいですか。(n=184)



近くに住む外国人の有無では、「住んでいない」が47.7%、「住んでいる」23.6%、近所に外国人が住んでいるかどうかについて、「分からない」と答えた人が17.6%でした。

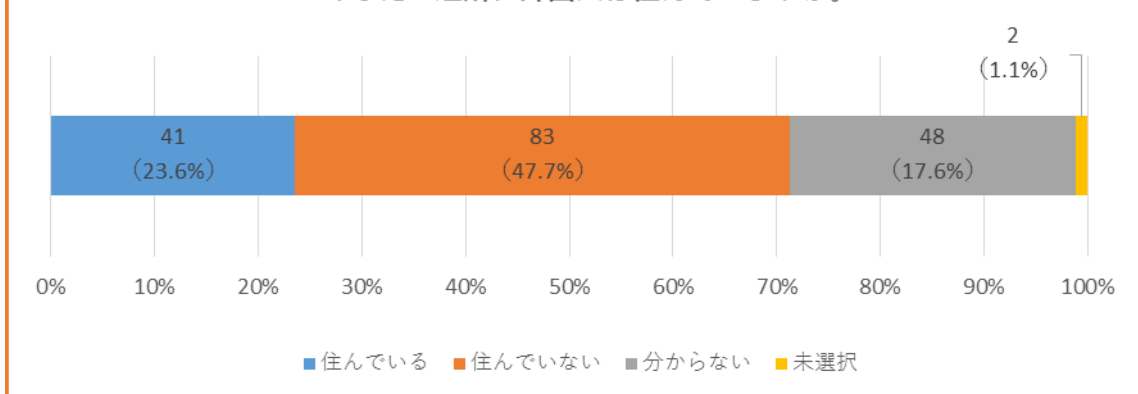
また、近所に外国人が住んでいると回答した人のうち、外国人とどのように付き合っているかでは、「特に付き合いはない」が71.1%と最も多く、「あいさつをする程度の付き合いはある」13.5%と続いています。

近所に外国人が住んでいると回答した人のうち、近所の外国人をどのように感じるかでは、「どちらかといえば親しみを感じる」が31.7%と最も多く、「どちらかといえば親しみを感じない」22.0%、「どちらともいえない」17.1%となっています。

近所以外に住む外国人との付き合いの有無では、「ない」73.0%が「ある」24.7%となりました。

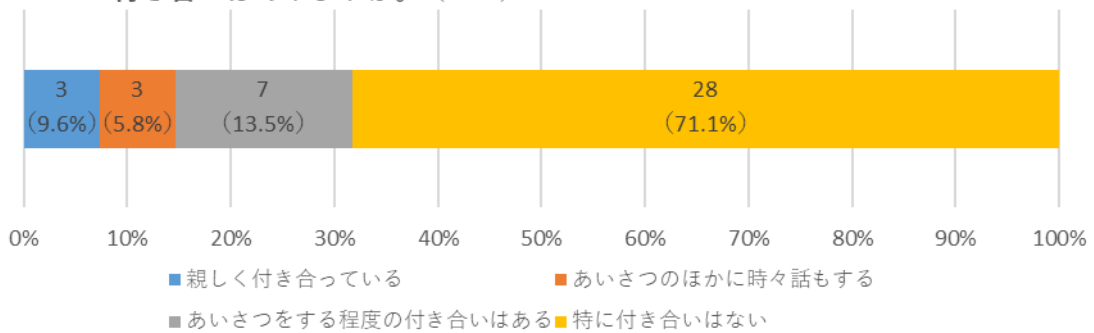
付き合いがある場所では、「職場や学校」、「趣味の活動」が共に25.3%、「ボランティア活動で」12.8%と続いています。

5.あなたの近所に外国人は住んでいますか。

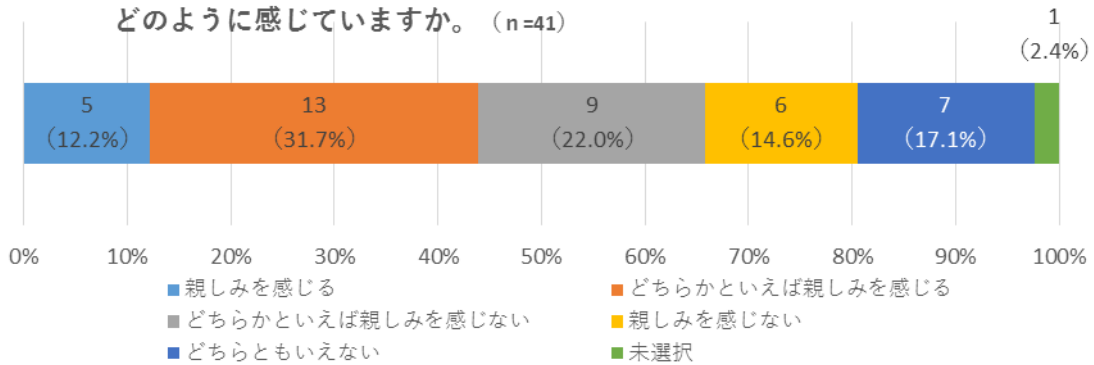




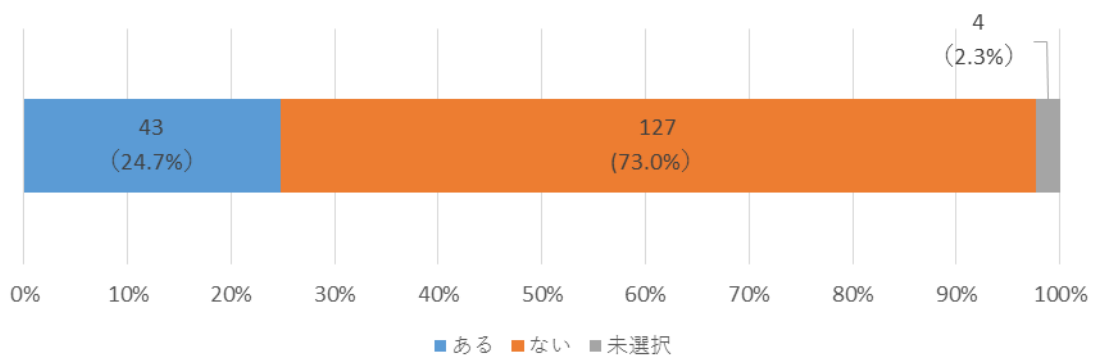
6.5で「住んでいる」と答えた方で、あなたは、近所の外国人住民と付き合いはありますか。(n=41)



7.5で「住んでいる」と答えた方で、あなたは、近所の外国人住民をどのように感じていますか。(n=41)

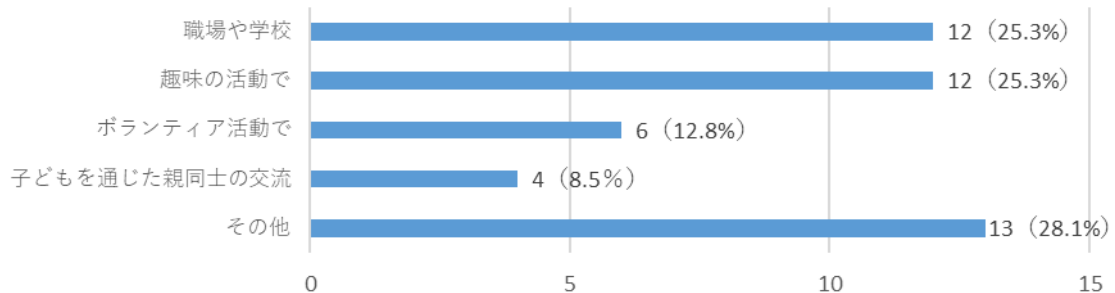


8.あなたは、近所以外で外国人住民と付き合いがありますか。

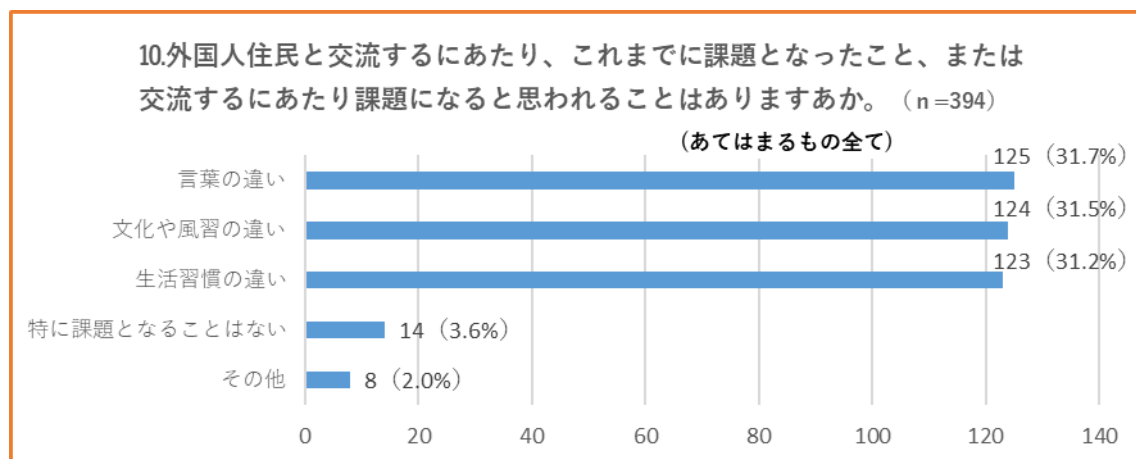


9.8で「ある」と答えた方で、どのようなところで付き合いはありますか。(n=47)

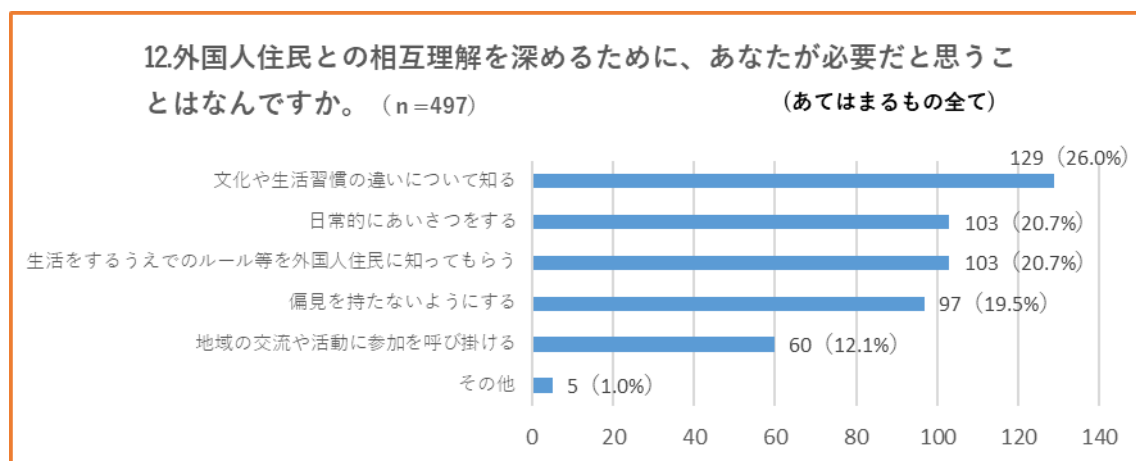
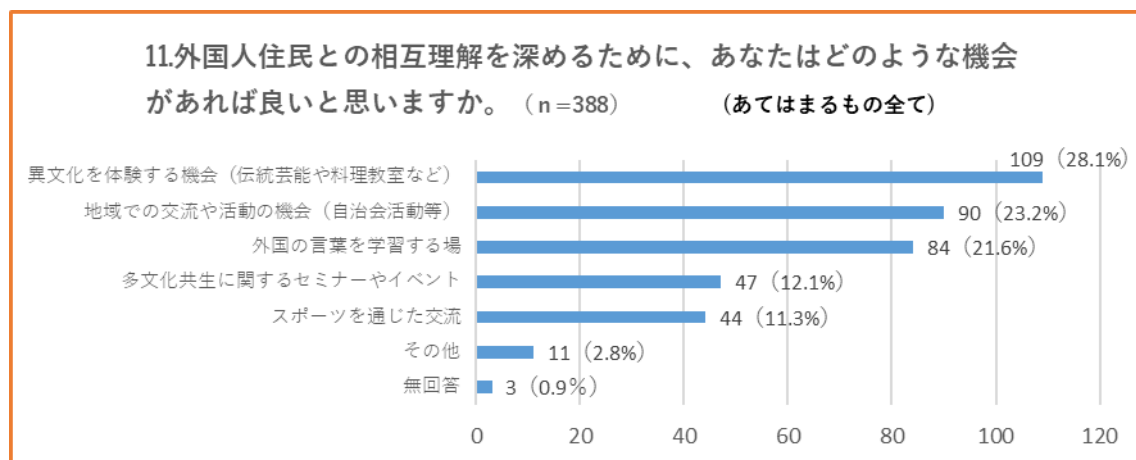
(あてはまるもの全て)



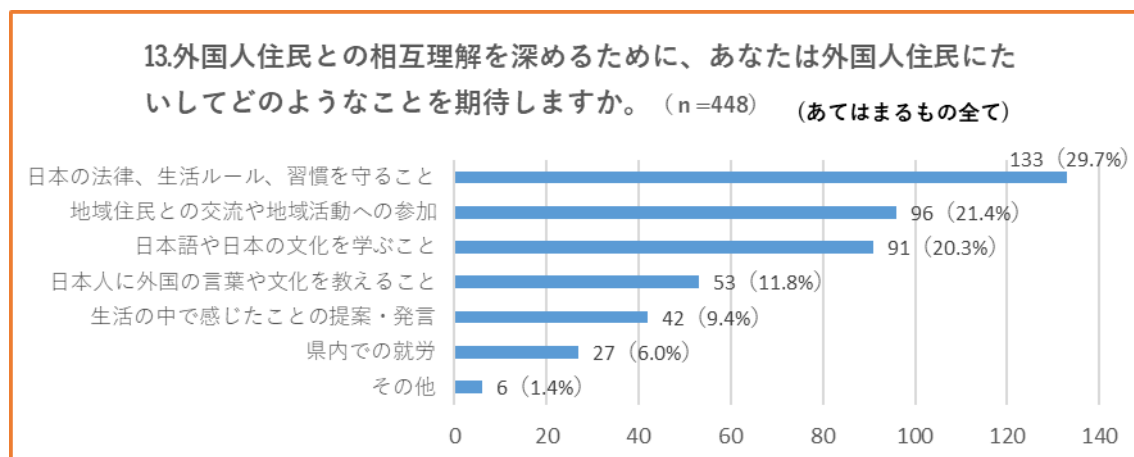
次に、外国人との交流における課題については、「言葉の違い」31.7%や「文化や風習の違い」31.5%、「生活習慣の違い」31.2%と考えることがわかりました。



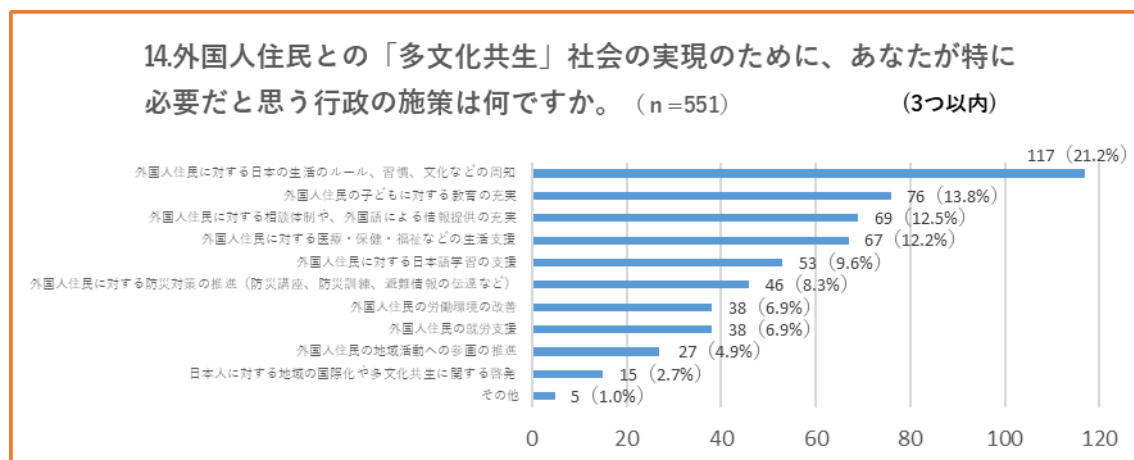
外国人との相互理解のためには、「異文化を体験する機会(伝統芸能や料理教室など)」28.1%、「地域での交流や活動の機会(自治会活動等)」23.2%、「外国の言葉を学習する場」21.6%を挙げの人が多くおり、そのためには、「文化や生活習慣の違いについて知る」26.0%、「日常的にあいさつをする」20.7%、「生活をするうえでのルール等を外国人住民に知ってもらう」20.7%、「偏見を持たないようにする」19.5%などが地域で必要なことだと回答しています。



また、外国人に期待することは、「日本の法律、生活ルール、習慣を守ること」29.7%、「地域住民との交流や地域活動への参加」21.4%、「日本語や日本の文化を学ぶこと」20.3%となっています。



最後に、「多文化共生」社会の実現に向けて特に必要な施策について見てみると、「外国人住民に対する日本の生活ルール、習慣、文化などの周知」21.2%が最も多く、「外国人住民の子どもに対する教育の充実」13.8%、「外国人住民に対する相談体制や、外国語による情報提供の充実」12.5%、「外国人住民に対する医療・保健・福祉などの生活相談支援」12.2%の順となっています。



### 3. 対面によるヒアリング調査

新型コロナウイルス感染拡大などによる影響も踏まえた現状を確認するため、松江市に住む外国人住民、外国人を雇用する企業等に対し、聞き取り調査を行ったところ、以下のような意見が得られました。

◇ヒアリング期間：10月1日～30日

◇ヒアリング対象：外国人住民12名、外国人を雇用する企業3社

#### (1) 外国人住民

- 赤ちゃんがいるが、言葉の問題で近くの小児科ではなく総合病院へ行っている。夜や天気が悪い日など、タクシーが必要だが、お金がかかる。(留学生)
- 学校、子どものクラブ活動などに関する連絡は日本語で来るので困ることがある。(小学生の保護者)
- 島根県は通訳ボランティアの制度があって嬉しい。以前住んでいた県にはなかった。(教員)
- 新型コロナに関して相談したいとき、土日や夜間なども含めて、『こんなときはどこへ連絡すればいい』というわかりやすい情報が欲しい。(教員)
- 新型コロナで自由に移動ができないことが不安だった。周囲には帰国したがついている人もいる。(技能実習生)
- もっとイベント情報などがあるといい。魅力がないと思われるとよそへ行かれてしまう。(国際交流員)

#### (2) 外国人を雇用する企業

- 外国人は労働力の確保のために助かっている。(複数)
- 外国人従業員がいることで、日本人従業員にも国際的な視点が生まれ、接客にも役立っている。(サービス業)
- 技能実習生で、特定技能の試験を受けた者もいるが、引き続き働き続けてもらうために、会社としても魅力づくりが必要。(製造業)
- 日本文化体験に興味があるようなので、もっと体験や交流の機会があるといいと思う。(複数)
- 交通手段が公共交通と徒歩、自転車など限られているため、移動が大変だと思う。(複数)
- 日本語も英語もできないアルバイトを雇用しているが、福利厚生などの制度説明や、コミュニケーションで苦勞しており、サポートも十分にできないと感じている。せめて自分の名前は日本語で書けるようになってほしい。(サービス業)
- ほぼ日本語ができず知人を通訳として連れて面接に来られたことがあるが、コミュニケーションに困ったので、現在は事前に日本語能力を確認している。(サービス業)

## 1. 松江市多文化共生推進プラン検討委員会

### (1) 開催日

第1回 令和2年12月10日(木)

第2回 令和3年1月18日(月)

### (2) 委員会における主なご意見・ご提案

- 外国人住民も安心して子育てできる環境が、働き盛りの方にとっても暮らしやすいということに繋がっていくと思う。また、少し長い目で見ると、現在の小・中学生が、これから成長して社会人になって松江市でしっかり働いていただけるというようなキャリア支援も非常に大事な視点だと思う。
- 多言語化について、松江市では現在4つの言語で対応しているようだが、ベトナム人の増加など、これまでと違う傾向もあるようなので、今後拡大してほしい。
- 色々な知識や技能を持つ外国人住民が多くおられる。そのような人たちが知識や技能を活かせるように、地域をつなぐ場が欲しい。
- 外国人を雇用する企業の方によると、日常会話は6割以上伝わるが、込み入った話になると苦労すると伺う。健康保険や税務署に出す書類、保育所に出す書類など、周囲にも手続きのための負担が生じる。そういったものにも多言語で簡単な説明ができるものがあると少しは負担が減るのでは。
- 外国人には様々な情報をどうやって入手するかが分からない。Youtubeなどの動画で様々な手続きやイベント情報などが分かると効果的だと思う。また、地域に住む外国人住民がSNSでつながっていることもあるので、そこで情報共有してもらえば効果的だと思う。松江では季節によって様々な文化体験ができるので、それらに興味がある外国人も多い。
- 就職を希望する人もいるが、日本語がネックになる。日本語学習の支援が重要。
- 日本語教室のボランティアを養成して欲しい。
- ヘイトスピーチや無意識の差別の解消なども大きな課題である。人権を保障するような文言も基本目標に盛り込むと良い。
- 今後は外国人高齢者も増えていくと思うので、介護についても重要になってくる。日本人でも介護サービスを受けるための手続きが複雑なので、介護の仕組みや具体的な手続きの仕方が外国人にもわかるようにしていく必要があると思う。

(3) 委員

団体等	役職	氏名
島根大学	国際交流センター教授	青 晴海
島根県立大学	准教授	塩谷もも
しまね国際センター	多文化共生推進課長	仙田武司
松江市日本語教室連絡会	あさひ日本語ひろば代表	高木峰子
松江商工会議所	観光振興課長	福村仁美
(外国人住民)	島根大学留学生	李 婉
公民館長会	法吉公民館館長	若林三成

(五十音順 敬称略)

## 2. パブリックコメント

(1) 募集期間 令和3年1月28日～2月26日

(2) 意見提出結果 3名、5件

(3) 意見概要

- 日本では人手不足から、外国人労働者が必要とされているが、できれば単純労働者でなく、高度人材といわれる世界のトップレベルの優秀な外国人が働いたり、勉強するために日本に来るようなそんな魅力的な国になってほしい。
- 「松江市多文化共生推進プラン」は、なんでも英語の風潮に反して「やさしい日本語」の使用を推進しているところが、好感が持てる。また公共施設のサインや行政・生活情報の多言語化も、松江が国際文化観光都市であることを考えれば、旅行者にも親切な街になって良いかと思う。外国人居住者も、外国人旅行者も、安心して滞在できる松江にしていきたい。
- 日本語を習得する方法として、①日本語学校開設②オンラインでの日本語習得③テキストを配布、などの方法を模索した。それぞれメリット・デメリットがあるが、オンラインでの習得は、いつでも好きな場所・時間で日本語が学べる、受講側はほとんど経費がかからない、運営側も少ない経費ですむ、などのメリットがあるため、オンラインでの事業を現実化するための準備を進めている。松江市と連携してこの事業が出来れば有難いと思っている。
- 外国人住民は、日本の習慣を理解する機会が圧倒的に不足している。地域の日本人住民と外国人住民が交流していくためには、生活トラブルなく「共存」を築くことが大前提であり、外国人住民に対して、日本の生活習慣を理解する機会をいかに確保していくのが「共存」を築くためのポイントになる。
- 日本人住民と外国人住民の関係をつなぎながら、外国人住民の地域活動への参画を支援するとともに、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情が把握しやすい公民館の職員として配置することを提案する。

#### 1. 市民憲章

市民憲章本文（平成 18 年 10 月 8 日制定）

私たちは松江市民です。雄大な日本海、美しい中海と宍道湖、八雲立つ山々にいだかれた松江がだいすきです。

私たちはこのかけがえのない自然を守り、先人のつちかった歴史を誇りとし、住む人に希望と勇気を与えるまちにします。

私たちは訪れる人にもてなしの心で接し、新しい松江のまちを築くため、手を取りあって進みます。

一、青い海と湖、緑あふれる美しい自然のめぐみを大切に、きれいなまちにします。

一、人の立場を重んじ、すこやかで心にゆとりのある、明るく住みよいまちにします。

一、礼をつくし勉学にいそしみ、未来にはばたく、希望にみちたまちにします。

一、はるかな歴史のいとなみと、つちかわれた文化をうけつぎ、心ゆたかなまちにします。

一、働くことによるこびと誇りをもち、活気がみなぎる、いきいきとしたまちにします。

## 2. 在留資格一覧表

在留資格	日本で行うことができる活動	該当例
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職	<p>1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p> <p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動(2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)</p>	ポイント制による高度人材
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者



在留資格	日本で行うことができる活動	該当例
法律・ 会計業務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士，公認会計士等
医療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師，歯科医師，看護師
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	本邦の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授，芸術，報道，経営・管理，法律・会計業務，医療，研究，教育，企業内転勤，介護，興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等
企業内転勤	本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士
興行	演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)	俳優，歌手，ダンサー，プロスポーツ選手等
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機の操縦者，貴金属等の加工職人等
特定技能	1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人
	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人
技能実習	1号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて，講習を受け，及び技能等に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて，講習を受け，及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生
	2号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	

在留資格	日本で行うことができる活動	該当例
技能実習	3号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	技能実習生
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この表の留学, 研修の項に掲げる活動を除く。)	文化活動
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光, 保養, スポーツ, 親族の訪問, 見学, 講習又は会合への参加, 業務連絡その他これらに類似する活動	観光客, 会議参加者等
留学	本邦の大学, 高等専門学校, 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部, 中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部, 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部, 専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学, 短期大学, 高等専門学校, 高等学校, 中学校及び小学校等の学生・生徒
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(この表の技能実習1号, 留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生
家族滞在	この表の教授, 芸術, 宗教, 報道, 高度専門職, 経営・管理, 法律・会計業務, 医療, 研究, 教育, 技術・人文知識・国際業務, 企業内転勤, 介護, 興行, 技能, 特定技能2号, 文化活動, 留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人, ワーキング・ホリデー, 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等

#### 活動に制限のない在留資格

在留資格	日本において有する身分又は地位	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等